

# 農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱

制定 平成23年11月21日23農振第1912号  
最終改正 平成26年4月1日25農振第2256号  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

東日本大震災で被災した農地・農業用施設の復旧については、多くは災害復旧事業等で対応しているところであるが、農地周りの施設について、小規模な損壊や、応急手当により通水したが十分に機能回復されていない水路なども多く存在している。

こうした地域において、速やかな農業生産基盤の復旧を図り、農業振興に向けた基礎作りを図っていくためには、地域が主体となった、農地周りの施設の補修等に機動的かつきめ細かに取り組む活動に加え、農地・農業用施設の保全管理体制の整備・強化を図る取組を支援する必要がある。

このため、農地・水保全管理支払交付金の枠組を活用して、東日本大震災の影響により破損や機能低下等を生じた農地周りの施設の補修等に取り組む集落を支援する復旧活動支援交付金に係る事業（以下「本事業」という。）を実施する。

## 第2 事業の内容

第4に定める事業実施主体が、第5の4に定める対象活動に取り組む組織に対して交付金を交付するために必要な経費について交付金を交付する。

## 第3 実施期間

本事業の実施期間は、平成23年度から平成28年度までとする。

## 第4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「多面的機能支払実施要綱」という。）第5の1に定める地域協議会又は道県とする。

## 第5 事業の実施

### 1 事業実施計画の策定

- (1) 事業実施主体は、本事業を実施しようとするときは、復旧活動支援交付金の交付に関する業務の方法を定めるとともに、毎年度、事業実施計画を策定し、別記様式第1号により事業実施主体が事務所を置く道県を管轄する地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画を変更したときは、当該計画を地方農政局長等に

提出するものとする。

## 2 対象組織

ア 復旧活動支援交付金の交付の対象となる組織（以下「対象組織」という。）は、3に定める対象農用地が特定被災地方公共団体の区域に存する次に掲げるものとする。

a 農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2342号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別紙2の第2の2から3までの対象組織又は多面的機能支払実施要綱別紙2の第3の2に定める対象組織

b 実施要綱又は農地・水保全管理支払交付金実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2261号農林水産事務次官依命通知）に基づき、共同活動支援交付金の交付を受けて、共同活動を実施したことがある対象組織

イ アのa及びbの対象組織のうち、実施要綱別紙6の第4又は多面的機能支払実施要綱別紙6の第4に基づく共同活動等の協定を締結等していない対象組織については、対象組織の代表者と3の対象農用地が存する市町村長との間で、復旧活動支援交付金による活動の対象となる区域及び施設等を定めた協定を締結し、当該協定書を事業実施主体に提出するものとする。なお、協定は、別記様式第3号を参考に作成するものとする。

## 3 対象農用地

復旧活動支援交付金の算定の対象は、対象組織が水路・農道等施設の保全管理を行う区域に存し、4に定める対象活動の効果が発揮される一団の農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第2項第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域に存するものをいう。以下「対象農用地」という。）とする。

なお、一団の農用地は、原則として、一集落の区域以上とする。

## 4 対象施設・対象活動

復旧活動支援交付金の対象となる施設・活動は、実施要綱別紙5の第5、実施要綱別紙6の第4又は2のイの協定に、協定の対象として定めた農用地及び施設、又はそれらの附帯施設の補修等に取り組む活動（以下「復旧活動」という。）とする。

## 第6 対象活動組織の活動の実施等

### 1 申請手続等

#### (1) 採択申請

ア 対象組織は、復旧活動を実施しようとするときは、別記様式第2号により、次に掲げる事項を定めた活動計画書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

a 復旧活動の対象区域

b 復旧活動の対象施設

- c 実施計画
- d 活動期間
- e 交付金額

イ 事業実施主体は、アにより提出のあった活動計画書を審査の上、当該対象組織に交付金を交付することが適当であると認めるときは、採択を決定し、別記様式第4号により、速やかにその旨を対象組織の代表者に通知する。

## (2) 採択内容の変更

対象組織は、次に定める活動計画の変更が生じた場合は、(1)のア及びイの手続に準じて、変更があった活動計画書を事業実施主体に提出し、その承認を受けるものとする。

- a 対象区域の変更
- b 対象施設の変更
- c 活動期間の変更
- d 交付金額の変更
- e 活動の中止又は廃止

## 2 活動の実施

### (1) 活動の実施方法

対象組織は、自ら施工する自主施工又は外注によって、復旧活動を実施するものとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 自主施工により行う場合においては、対象組織は、活動期間中の事故防止等について細心の注意を払い、施工管理・安全管理等について、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導・助言等の活用を図るものとする。

イ 外注により行う場合においては、対象組織は、見積の徴収等により施工業者を選定し、契約に係る書類を整備・保管するとともに、適正な施工が行われるよう施工業者に施工管理、工事の記録等を行わせるものとする。また、工事が完了したときは、必要に応じて、専門的な知見又は技術を有している者の指導・助言等を活用し、現地確認等の検査を行うものとする。

### (2) 復旧活動の記録

対象組織は、復旧活動を行った場合は、参考様式第1号の活動記録に、活動の日時、内容、参加人数、作業時間等を記録するものとする。

### (3) 会計経理

対象組織は、復旧活動に係る金銭の出納は、参考様式第2号の金銭出納簿により行うものとし、他の事業と区分して経理するものとする。

### (4) 実施状況の報告等

ア 対象組織は、毎年度、復旧活動の実施状況について、対象農用地が存する市町村長（以下「市町村長」という。）が定めた期日までに別記様式第5号の実施状況報告書に参考様式第1号及び第2号により作成した活動記録及び金銭出納簿を添え、市町村長に提出するものとする。

イ 市町村長は、対象組織の活動の実施状況について、アにより提出があった実施

状況報告書の内容の確認を行い、別記様式第6号の実施状況確認報告書に添付して、事業実施主体に提出するものとする。

ウ 事業実施主体は、毎年度、イにより提出のあった実施状況確認報告書を取りまとめ、別記様式第7号の実施状況とりまとめ報告書により、当該事業を実施した翌年度の5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

#### (5) 復旧活動支援交付金の清算

ア 対象組織は、活動計画に定める活動期間終了時に残額が生じたときは、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。

イ 事業実施主体は、アにより対象組織から残額の返還があった場合は、当該返還額を国に返還するものとする。

### 第7 復旧活動支援交付金の返還

- 1 本事業の実施に当たり、この要綱に規定する要件をみたさないことが判明した場合、対象組織が復旧活動を実施していなかった場合、活動計画及び実施状況報告書の内容に虚偽があった場合には、事業実施主体は対象組織に対して交付した交付金の一部又は全部の返還を求めるものとする。
- 2 第5の3に規定する対象農用地が転用等により減少した場合には、事業実施主体は、当該対象農用地部分に相当する交付金について、当該年度以降の交付は行わないこととする。なお、既に交付金が交付されているときには、当該対象農用地部分に相当する当該年度の交付金の返還を求めるものとする。
- 3 事業実施主体は、対象組織がこの要綱に規定する要件に適合した活動等が実施されるよう指導するものとする。
- 4 上記1及び2において、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、復旧活動支援交付金の返還を免除することとする。

### 第8 証拠書類の保管

- 1 事業実施主体は、復旧活動支援交付金及び農地・水保全管理支払推進交付金の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を復旧活動支援交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。
- 2 対象組織は、交付の基礎となった証拠書類及び経理書類を交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

### 第9 助成

#### 1 国の助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、事業実施主体が対象組織に対して交付金を交付するために、必要な経費につき、事業実施主体に対して、助成する。なお、助成対象となる経費は次のとおりとする。

a 対象組織に対して交付する復旧活動支援交付金

b 対象組織に対して交付金を交付するために必要な事務費（上記アの1.5%を上限額とする。）

## 2 復旧活動支援交付金の交付額

ア 対象組織への復旧活動支援交付金の交付額は、活動計画に位置付けた対象区域内の対象農用地について、イに掲げる地目及び区分ごとの交付単価をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乗じて得た金額の合計額を上限とする。

イ 国と地方公共団体が緊密な連携の下に実施する支援に関し、これに係る国の復旧活動支援交付金の交付単価は、次に掲げる表中の①とする。また、地方公共団体が国による支援と一体的に交付する交付金を加えた交付金の単価は、同表中の②とする。

なお、国の復旧活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付金の交付を行えるよう、所要の地方財政措置が講じられている。

地目	区分	①国の復旧活動支援交付金の10アール当たりの交付単価	②国の復旧活動支援交付金と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の10アール当たりの交付単価
田	県	2,200円	4,400円
	北海道	1,700円	3,400円
畑	県	1,000円	2,000円
	北海道	300円	600円
草地	県	200円	400円
	北海道	200円	400円

## 第10 事業実績の報告

事業実施主体は、毎年度、本事業の実績を別記様式第1号により、実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長等に報告するものとする。

## 第11 推進指導等

- 1 国は、本事業の適正かつ円滑な実施が図れるよう、道県、関係市町村及び地域協議会との適切な役割分担の下、事業実施主体が行う事業に対する支援及び指導を行うものとする。また、必要に応じて、本事業が適切に実施されていることを確認するため、事業実施主体及び対象組織に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとする。
- 2 道県、関係市町村及び地域協議会は、本事業の趣旨を踏まえ、対象組織が行う復旧活動の円滑な実施が図られるよう多面的機能支払実施要綱に基づく多面的機能支払交

付金に係る対策の実施と併せて、対象組織に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

## 第12 その他

本事業の実施に際して必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、必要に応じて農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

### 付 則（平成24年4月6日付け23農振第2344号）

- 1 この通知による改正は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）に基づき、平成23年度に復旧活動支援交付金の交付を受けた地域協議会の事業の実施については、実施要綱に基づく当該地域協議会の承認を受けるまでの間、なお従前の例によることとする。
- 3 改正前の要綱に基づき平成23年度に事業実施主体が採択した活動組織の事業の実施については、実施要綱又はこの要綱に基づく、当該活動組織規約の改定又は協定の締結がされるまでの間、なお従前の例によることとする。
- 4 改正前の要綱に基づき平成23年度に実施した事業の実施状況の報告、実績の報告については、なお従前の例によることとする。
- 5 改正前の要綱に基づき平成23年度に事業実施主体が採択した活動組織については、この要綱に基づき採択されたものとみなすこととする。
- 6 第6の1の（1）及び（2）に定める採択申請及び採択内容の変更承認申請の申請様式については、なお従前の例によることができることとする。

### 付 則（平成26年4月1日付け25農振第2256号）

- 1 この通知による改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）に基づき、平成25年度に復旧活動支援交付金の交付を受けた地域協議会の事業の実施については、実施要綱に基づく当該地域協議会の承認を受けるまでの間、なお従前の例によることとする。
- 3 改正前の要綱に基づき平成25年度までに事業実施主体が採択した対象組織については、この要綱に基づき採択されたものとみなすこととする。